平成２２年（フ）第２６０号
静岡県浜松市浜北区内野台４丁目36番13号
債務者　和出板金有限会社
代表者取締役　和出　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　利之
4　破産債権の届出期間　平成22年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
旭川市永山４条８丁目４番８号
債務者　北都工機株式会社
代表者代表取締役　菊地　克臣
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後３時
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０５号
埼玉県ふじみ野市大井232番地３
債務者　株式会社タカハシ住研
代表者代表取締役　高橋　茂雄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月４日午後２時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９号
滋賀県近江八幡市上野町18番地42
債務者　松井設備工業株式会社
代表者代表取締役　三ツ矢保宏
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　郁雄
4　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後２時
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７１号
埼玉県坂戸市大字塚越1224番地６
債務者　有限会社相見建材
代表者取締役　相見　幸利
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月11日午前10時30分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０号
山形県長井市芦沢1941番地
債務者　左右田　茂
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３２号
山形県長井市芦沢1941番地
債務者　左右田雅教
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８９号
山形県南陽市池黒1445番地の１
債務者　鈴木　雅美（旧姓加賀）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第９１号
茨城県石岡市国府１丁目４番３号
債務者　宮本　康子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８号
茨城県つくばみらい市絹の台５丁目６番地１グリーンパーク絹の台Ａ203
債務者　飯田　貢義
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５号
茨城県石岡市東石岡３丁目８番４―306号新池台団地
債務者　紫葉　　薫（旧姓立箱）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１号
茨城県土浦市木田余4984番地　シティーハイツツカサ101
債務者　岡田　陽子（旧姓茅根・久保）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０３号
埼玉県川越市大字安比奈新田289番地７
債務者　本田　深雪
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４５号
埼玉県狭山市入間川４―21―９スカイハイツ202、住民票上の住所埼玉県入間市豊岡２丁目５番３号　２―402
債務者　鈴木　和枝
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５９号
埼玉県飯能市大字岩沢362番地25
債務者　上村　弘子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保284番地３ウィステリア801―201号
債務者　大塚　節子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部